

2011年6月28日

定款改正

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

| 現行定款 | 改正案 |
|--|--|
| 15条3項 | |
| 評議員は当法人の理事又は監事若しくは事務局職員等の使用人を兼ねることができない。 | 評議員は当法人の理事、監事又は事務局職員等の使用人を兼ねることができない。 |
| 19条2項 | |
| 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。 (1) 基本的財産の維持及び管理 (2) 評議員及び評議員会長の選任及び解任 (3) 理事及び監事の選任及び解任 <u>(4) 維持会員に関する事項</u> (5) 定款の変更 (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告の承認 (7) 長期借入れ並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認 (8) 理事及び監事の責任の限定及び免除 (9) 解散及び残余財産の処分 (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止 (11) 理事会において評議員会に付議した事項 | 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。 (1) 基本的財産の維持及び管理 (2) 評議員及び評議員会長の選任及び解任 (3) 理事及び監事の選任及び解任 <u>(4) (削除)</u> (5) 定款の変更 (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告の承認 (7) 長期借入れ並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認 (8) 理事及び監事の責任の限定及び免除 (9) 解散及び残余財産の処分 (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止 (11) 理事会において評議員会に付議した事項 |
| 28条1項 | |
| 当法人に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>3</u> 名以上 <u>9</u> 名以内 (2) 監事1名以上2名以内 | 当法人に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>6</u> 名以上 <u>13</u> 名以内 (2) 監事1名以上2名以内 |
| 28条3項 | |
| 理事（代表理事を除く。）のうち <u>2</u> 名以内を執行理事とすることができる。 | 理事（代表理事を除く。）のうち <u>6</u> 名以内を執行理事とすることができる。 |
| 41条1項 | |
| 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある <u>時</u> は、この期間を短縮することができる。 | 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある <u>ときは</u> 、この期間を短縮することができる。 |
| 63条 | |
| この定款は2009年4月1日から施行する。 | この定款は2011年6月28日から施行する。 |

以上